

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年7月7日  
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

|                                    |  |             |
|------------------------------------|--|-------------|
| 届出者の氏名又は名称及び住所                     | たゞ有限会社<br>香川県綾歌郡宇多津町1970番地             |             |
| 大規模小売店舗の名称及び所在地                    | ヤマダ電機テックランド宇多津本店<br>香川県綾歌郡宇多津町浜四番丁45番6 |             |
| 大規模小売店舗内の店舗面積の合計                   | 廃止前                                    | 3,176平方メートル |
|                                    | 廃止後                                    | 0平方メートル     |
| 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 | 平成29年2月1日                              |             |

2. 届出年月日

平成29年6月22日